

議案第 26 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 3 年 3 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を
「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条
第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改め、
同条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 6 条の 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 3 項の規定によ
り同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条
の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間
勤務職員等」という。）の給料月額については、第 4 条から第 6 条までの規
定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額

に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第12条の4第2項第2号及び第14条第2項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

第20条第4項中「扶養手当」を「扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）」に改め、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第21条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。